

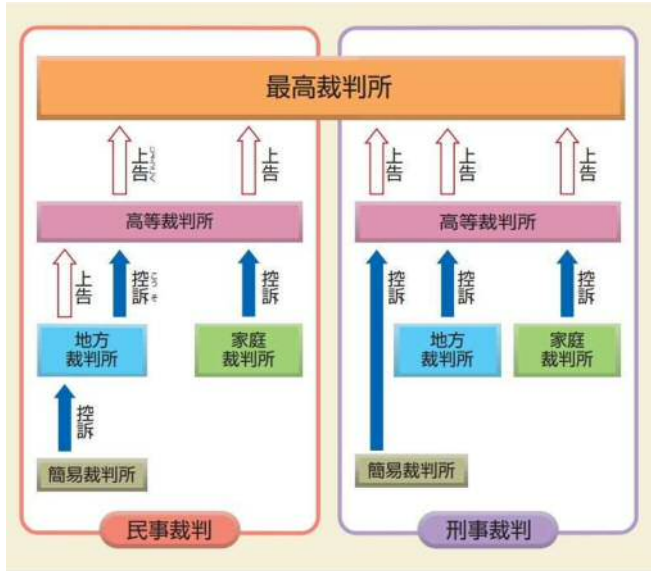
Civics-公民- プリント No.41 エキスパート A

年 番 名 前

目標：裁判所はどんな社会の実現を目指しているのだろうか？

★三審制や再審制度という仕組みが整えられているのはなぜだろう？★

○裁判を慎重に行うためにはどんな制度があるだろう？



『三審制』
 裁判の判決は人々の生活に大きな影響を与える。そのため**慎重に裁判を行うために**1つの事件について3回まで裁判を行うことができる。

推理しよう1 なぜ裁判を慎重に行わなければならないのだろうか？

○裁判で無実の人を有罪にしてしまった時はどうするのだろうか？

有罪判決

新たな証拠発見

裁判のやり直しを行う
これを「再審」という

無実の人を有罪としてしまったこと（えん罪）を報じる新聞記事。一度は有罪となったが新たな証拠が発見されたことで「再審」を行い、**無実が証明**された。これ以外にも有罪判決が出た後に新たな証拠が出され、無罪となった例もいくつかあった。

推理しよう2 再審制度があるのはなぜだろう？



★三審制や再審制度という仕組みが整えられているのはなぜだろう？★

Civics-公民- プリント No.41 エキスパート B

年 番 名前

目標：裁判所はどんな社会の実現を目指しているのだろうか？

★裁判所は判決を下す時には何を意識しなければならないだろうか？★

○裁判に関わる権利や裁判の原則はなぜ定められているのでしょうか？

- ・ **裁判を受ける権利**：何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその刑罰を科せられない。(憲法 31 条)
- ・ **適正手続の保障**：どのような疑いをかけられているかを被告人に知らせた上で弁明の機会を与えることが必要。
- ・ **疑わしきは罰せず**：被告人が有罪であることは検察官が証拠に基づいて明確にしなければならない。それができない場合は無罪判決が下される。

推理しよう1 なぜこのような原則が定められているのだろうか？

語句の意味

なんびと

何人：全ての人、いかなる人

被告人：犯罪の疑いがあり、起訴された人

弁明：事情を説明してはっきりさせること

○有罪判決が下された時の刑罰は裁判官が独自に決めているわけではありません。

ではどのように決められているのだろうか？

刑法 (犯罪の成立要件や犯罪に対する刑罰を定めている法律)

刑法には刑罰の種類と犯罪に対する刑罰の内容がある程度決められている。

刑罰の種類のうち3つを例に出すと

死刑	受刑者の生命をうばう。
ちようえき 懲 役	ある期間、刑務所で労働をする。
罰金	金銭を国に納める。(1万円以上)

刑罰の内容については

例 窃盗：10年以下の懲役、または50万以下の罰金
(刑法 235 条)

以上のように定められています。

判例 (過去に裁判所が出した判決)

裁判所は「刑法」をもとに刑罰を決めるが、細かい刑罰 (例えば懲役 5 年なのか 8 年なのか) については過去の**判例を参考**にしながら、計画性や残虐性、殺意の有無、犯行の理由などを**総合的に考えて**、刑を決定します。なので、同じ殺人でも判決には違いがあります。

以下は過去の判例

判決	内容
懲役 9 年	殺人
懲役 20 年	殺人

推理しよう2 なぜ裁判官の印象だけで判決を決めていけないのだろうか？

★裁判所は判決を下す時には何を意識しなければならないだろうか？★


Civics-公民- プリント No.41 エキスパート C

年 番 名前

目標：裁判所はどんな社会の実現を目指しているのだろうか？

★裁判所が違憲審査権で国会や内閣が憲法に違反していないかをチェックするのは何のため？★

○もし、その法が憲法に違反していたり、法を破るような政治が行われていたりして国民の権利が制限されているような時にはどうするのだろうか？




裁判所 (写真は裁判所 HP より)

➔


➔

法律についての
違憲審査

行政についての
違憲審査



国会



内閣 (写真は首相官邸 HP より)

裁判所は国会や内閣（行政）が憲法に違反していないかをチェックする違憲審査権を持つ。憲法に違反している場合には国会や内閣に指摘し、改正を促す。違憲審査の対象は国会が作る法律や内閣（行政）が出す命令の全てである。

※実際の改正については裁判所ではなく、国会や内閣が行う。

○裁判所が持つ「違憲審査権」で法律が変更された例である。

内容	判決
一般の殺人よりも尊属殺人の罪が重いという <u>刑法の内容</u> について <small>※尊属殺人：自分よりも上の世代、父母や祖父母などを殺すこと</small>	刑法は人命に重さをつけている。これは憲法 14 条の「法の下平等」に違反している。 → 刑法を修正
憲法 14 条	
すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。⇒ 『 法の下平等 』	
内容	判決
半径 100 メートル以内に 2 つ以上の薬局を併設させてはいけないという <u>薬事法の内容</u> について。	この決まりは憲法 22 条の「職業選択の自由」に違反している。 → 薬事法を修正
憲法 22 条	
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。⇒ 『 自由権 』	

語句の意味について

なんびと
何人：全ての人、いかなる人
もんち
門地：家柄、生まれ
しんじょう
信条：堅く信じて守っていること

★裁判所が違憲審査権で国会や内閣が憲法に違反していないかをチェックするのは何のため？★

